

浅口市役所本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書

1 業務名

浅口市役所本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業

2 目的

受付番号の発券・表示による来庁した市民へのサービス向上、業務毎の受付件数等の統計による窓口サービスの最適化を行うため、広告付き窓口番号案内システムの導入を行う。

3 事業期間

協定書締結の日を開始日とし、システム運用開始日から5年間

4 設置場所

浅口市役所本庁舎1階 生活環境部市民課及びロビー（別紙図面を参照）

5 設置・運用開始時期

令和5年4月以降（可能な限り速やかに行うものとし、市と事業者が協議して決定する。）

6 システム等の仕様

(1)構成

設置する機器は、次の台数を下限とする。（別紙図面を参照）

広告放映機器についても含めて提案すること。

機器等	数量	設置場所
①発券機(プリンター含む)	1台	市民課入口
②番号呼出操作機	4台	市民課(執務室内)
③個別表示器	4台	市民課
④受付番号表示モニター	1台	市民課又はロビー
⑤広告用モニター	1台	市民課又はロビー

(2)機能

各機器等の仕様は、次のとおりとする。

①発券機

- ア タッチパネル式とし、来庁者の手続内容に応じて番号札を発行することができること。
- イ 4業務以上に対応できること。
- ウ タッチ画面とプリンターが一体型であること。
- エ 各業務の待ち人数が表示できること。
- オ 日報、週報、月次等の受付件数が集計できること。

②番号呼出操作機

- ア 職員の操作により、番号表示及び音声案内で順番呼び出し、再呼び出しが行えること。また、必要に応じて取消、保留を行うことができる機能を有すること。
- イ ボタン式又はタブレット式端末で操作性に優れたものであること。

③個別表示器

- ア 番号表示が明瞭で利用者と職員双方から認識性に優れたものであること。

イ 表面(利用者向け)に呼出し番号、裏面(職員向け)に待ち人数及び待ち時間が表示されること。

④受付番号表示モニター

ア 設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。

イ 業務内容ごとの待ち人数を表示することができること。

ウ 番号呼出操作機より呼び出した番号を表示すること。また、呼出しをしたが不在であった来庁者の番号を表示すること。

⑤広告用モニター及び放映機器

ア 設置箇所や設置方法については、協議の上決定するものとする。

イ 放映時間は窓口業務時間(平日午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし必要に応じて放映時間が変更できること。

ウ 行政情報枠については、協議の上決定するものとする。

エ 機器の設置にあたっては、落下や転倒防止策等の安全対策を十分に講じること。

オ 定時に電源の入切が自動でできること。

7 広告等の放映

- (1) 広告主の規制業種又は事業者及び広告掲載の範囲については、浅口市広報媒体広告掲載取扱要綱の規定を準用し遵守すること(※準用する規定については【別紙1】を参照)。また、放映にあたっては、事前に市と協議し、了解を得た上で行うものとする。内容の変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 事業者は、広告の内容に関する苦情等については一切の責任を負い、速やかに苦情処理を行い問題解決にあたるものとする。
- (3) 広告は、広告用モニターで放映し、音声出力は行わないものとする。
- (4) 放映時間はシステムの稼働時間とする。

8 保守点検及び維持管理

- (1) 事業者は、システムの運用に支障が生じないよう、定期的な点検を行うこと。
- (2) 事業者は、システムに故障や不具合が生じた場合、速やかに復旧のために適切な処置、修理等の対応が可能な体制を構築しておくこと。
- (3) 市職員及び来庁者等からの問合せには、速やかに対応できる体制を整備すること。
- (4) 事業者は、システム操作のマニュアルを整備するとともに、職員に操作研修を求めに応じて行うこと。

9 事業者の負担

- (1) 事業者は、機器等の設置、維持管理、移設及び撤去を市の指示を受けて行うものとし、その際に必要な経費は、すべて負担するものとする。また、撤去する際には原状回復することとする。
- (2) 事業者は、システムの稼働、運営(広告主の募集、広告の製作、放映、発券機の消耗品を含む)、保守点検及び維持管理に必要な経費は、すべて負担するものとする。
- (3) 事業者は、設置機器の落下や転倒等の事故が発生した場合、又は業務実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、一切の責任を負うものとする。
- (4) 機器の設置に係る行政財産使用料は、浅口市行政財産使用料徴収条例(平成19年条例第14号)の規定により納付するものとする。

10 その他

- (1) 事業期間内であっても、庁舎レイアウト変更や組織機構の見直し等が行われた際には、速やかに設置場所の変更や機器の増減に対応すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、市と事業者が協議の上決定するものとする。

浅口市役所本庁舎1階 生活環境部市民課及びロビー 機器配置予定図

